

新型コロナウイルス対策のための時差出勤等の実施のお知らせ

一般社団法人公共建築協会では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職員及び関係の皆様を安全を最優先し更なる拡大を防止するために、下記の通り時差出勤等を実施いたします。

記

1 職員の安全の確保と感染拡大の防止のため以下の対策を実施します。

- ▶業務の運営に支障のない範囲において、職員の時差出勤を実施（当該職員の業務の都合により日により変動する可能性があります。）

※時差出勤を選択した日の始業終業時間 午前10時15分～午後6時45分

（地区事務局においては、始業終業時間が異なる場合があります。）

- ▶基礎疾患等感染により症状が重症化しやすい職員については在宅勤務を実施

2 当協会への業務に関するお問い合わせ等への対応について

- ▶業務に関するお問い合わせ等につきましては、通常どおりの対応に努めますが、このような事情により、担当職員の対応に齟齬をきたす可能性もありますので、ご事情ご賢察の上ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3 実施期間

- ▶開始日 令和2年3月1日
- ▶終了日 感染の状況を見守り、適切な時期に別途決定します。

以上